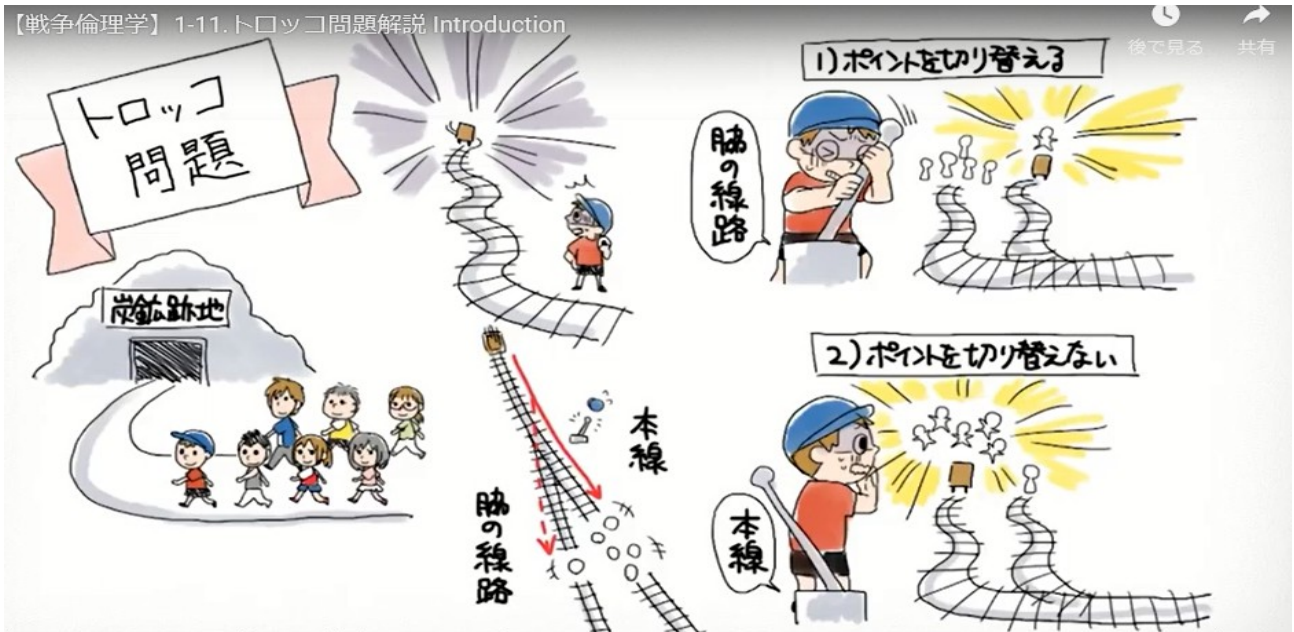


## □トロッコの問題とは



・ [法と倫理]の対立、[尊厳と功利]の問題。

- ① トロッコの問題においてレーンを切り替えて1人を殺すと功利の面からは望ましい。
- ② それは殺される人の尊厳を考えると望ましくない。
- ③ [功利と尊厳]の対立が発生。
- ④ 1人か複数人を殺すか
- ⑤ 功利を重視する
- ⑥ 社会においては多面的に考える必要
- ⑦ 多面的な考慮によって、功利と尊厳の対立には減る。

## □『よい』と『正しい』

- ・[倫理学]ではよく『よい』『正しい』『わるい』『正しくない』という言葉を使う。
- ・『正戦論』が『正しい』『正しくない』ということが関わる。
- ・『よい』・『わるい』には度合いがある？。⇒ 具体的な事例がどんどん重なる。
- ・基本的には、『正しい』か『正しくない』かで分かれる。
- ・『正しい』『正しくない』は度合いがない？。⇔ 白黒か、という区別か？。

Good	よい	わるい	Bad
Better	もっとよい	よりわるい	Worse
Best	一番よい	一番わるい	Worst

## □倫理と道德の区別

倫理	道德
理性的・推論判断	感情的判断
社会のルール・約束事	個人焦点・誰が判断に依存
『よい』『わるい』	『正しい』『正しくない』

## □戦争をはじめる際の正義

- ・[戦争]は正当な理由に基づいて行われなければならない。
  - ①防衛
  - ②他者防衛・介入
  - ③懲罰、
  - ③回復など
- ・[戦争]は平和の実現や回復など、正しい意図に基づき開始されねばならない。
- ・[戦争]は、他の平和的または非軍事的手段による問題解決の方法が尽きた上での、最終手段である。

## □戦争における正義

- ・戦闘においては[戦闘員]と[非戦闘員]を区別し、後者を直接攻撃してならないと規定する。
- ・[手段の比例性]は軍事目標への攻撃は、それによって見込まれる[利得]に対しその攻撃によって、もたらされる[民間人への付随的被害]が釣り合っていないと規定する。
- ・[戦争]を始める際の実義のいずれかの規準を満たしていない戦争でも、義を順守した戦闘を行なうことで少しでも犠牲者を少なくするなど、より良い行為が可能である。

## □正戦論

- ・[依拠]と平和の倫理をめぐる議論のための共通のフレームワークとして開放し、利用する。
- ・平和概念の相違や、依拠する主義主張の相違に由来する論点のずれを修正し、戦争について議論するための共通のフレームワークを提供する。
- ・[戦争]に対して恒常的な監視、内在的批判を継続するための概念装置。
- ・[戦争]を正しいものと不正なものに区別し、戦争を抑制、制限するための理論。
- ・[戦争]に反対する者にも利用可能な、武力行使が行われる場面を批判的に検討するための道具。
- ・道徳的に「正しい」攻撃においても付随的に発生する被害に巻き込まれることで、「不正」を被ることが見過ごす。
- ・[手段の比例性]の規準によって許容された攻撃の「巻き添え」として犠牲になり、付随的被害として不正を受けた民間人に関しては何も規定がない。
- ・[手段の比例性]の規準における「重大な理由」が柔軟に解釈・適用にされることにより、軍事目標への攻撃に付随して許容される民間人犠牲者数や規模が曖昧になる。

## □回復正義

- ・[国際法]において、正当な攻撃の付随的被害は補償されていないという問題があるため、[戦争]において民間人が被った不正を回復する必要がある。
- ・[回復的正義]の目指すものは、被害者の必要とするものを認識し、真実の究明、謝罪、原状回復、または補償という。
- ・[回復的正義]の例として「原状回復」「補償」「回復支援」「充足及び再発防止の保証」などが挙げられる。

## □補償の規準

- ・ 補償の規準が正戦論に組み込まれれば、攻撃側に民間人を殺しても、とりあえず補償さえ行えば問題ないという風潮をもたらす可能性。

---

2005年、イラクやアフガニスタンで米英軍の過失で殺害された民間人の命の値段は、15万円から20万円程度が、相場として支払われてきたということが報道された。

---



- ・ 補償の規準は、攻撃によって発生した非戦闘員・民間人犠牲者に対して補償をしなければならないという規準であり、**【正戦論】**の問題点である攻撃による民間人犠牲者に対応するものである。
- ・ 補償の規準を正戦論に組み込むことで正当な攻撃に付随的に生じた民間人の被害へ対応することが可能となる。

## □まとめ

- ①「戦争における正義」を構成する規準は、「非戦闘員免除・区別」、「手段の比例性」である。
- ②[正戦論]の問題点としては、手段の比例性において、攻撃に際し付随的に生じた被害・は損害は、[軍事的利得]に釣り合っている限りにおいて、許容される。  
⇒ 民間人の犠牲に対する正義がこれまで欠けている。

- ③[回復的正義]とは、民間人の犠牲者に対する補償のために必要である。

- 
- ・被害者の必要とするものを認識
  - ・真実の究明
  - ・謝罪
  - ・原状回復
  - ・補償
-

## 改めて「平和」とは何か

ここまでは、「戦争」について、戦争に似ていると考えられるものと比較することによってその特徴を考えてみた。そして戦争の暫定的な定義を行った。

しかし、戦争の反対とみなされる「平和」については、戦争ではないものとして扱い、直接定義することは行わなかった。このことは一概に「平和」とはどのようなものであるかを名指すことが、実は戦争より難しいということかもしれない。しかし、次週から「正戦論」について解説をしていくわけだが、正戦論を構成する諸規準は、何のために、何に役立つために考え出されたのかと言え、一言でいえば「平和のために」ということになる。故に、平和とは何かを定義することが困難でも、それについて自ら暫定的な答えを考えておく必要はある。

以下の文章は、再開講で新たに参考文献として加えられた『平和のために戦争を考えるー「剥き出しの非対称性」から』から、二章を抜粋し、改変したものである。以下の文章を読むことで、平和について考えることのヒントになればよいと我々は考えている。

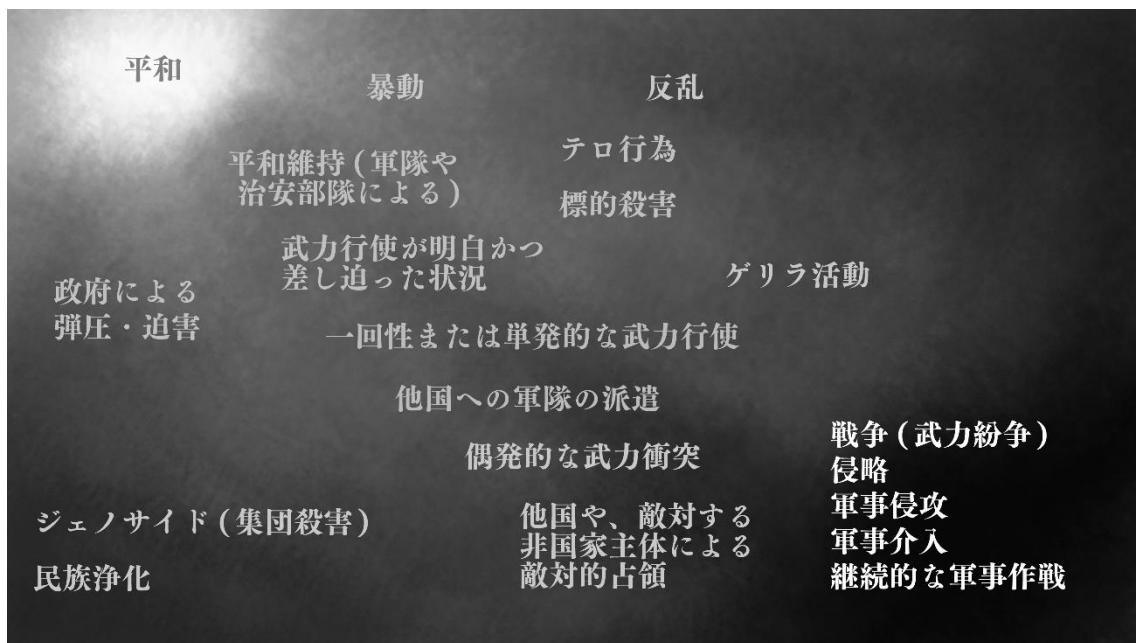
平和とは何なのだろうか。一般的に、「平和」は「戦争」と対置される。すると「平和」とは「戦争ではないこと」と否定的に述べられるだけで、「平和とは何か」という問いに対しての十分な回答とはならない。また、もし「戦争」についての理解や認識が異なっていたならば、「平和」が何であるかという理解や認識も異なってくるおそれがある。それでは、「平和」を「ある国の平和」とした場合はどうだろうか。もしその国が戦争ではない状態や状況であるとすれば、その国は「平和である」といえる。しかし、もし「平和」を「世界平和（全地球規模での戦争がない状態や状況）」とした場合はどうだろうか。たとえ地球上の大多数の国では戦争がない状態や状況であったとしても、どこかの国で戦争が行われているのであれば「平和である」とはいえない。もっと言えば、ある国家が圧倒的に強大な軍事力を保有することによって、その国家と戦争を起こすことがあまりにも割に合わないために戦争が起きない状況（抑止）もまた、必ずしも平和とはいえないとも考えられる。

ここで、少し視点を変えて考えてみよう。もし「誰にとっての平和か」という視座から「平和」を考えるのであれば、「平和」の定義について、それが異なっても、同じ土台で考えるために「敢えて」以下のように考えてみることはできないだろうか。

それは条件つき平和主義にグラデーションがあったように、そして戦争においても「より悪い」状態とそうでない状態を比較できるように、戦争と平和の間には、「平和とは言えないが、かといって戦争ではない」、または「戦争ではないが、かといって平和とは言えない」ような、何かグレーな状態や状況が存在するのではないか、ということである。それは、平和とはいえず、また戦争という状態や状況ではないところでの、「武力（軍事力）の行使」や、「明白かつ深刻な、差し迫った武力行使のおそれがある状態や状況」である。戦争では武力が行使されるが、一回限りや限定的な武力行使の全てが戦争というわけではない。確かに、武力行使が戦争をひき起こすきっかけや、開戦の理由、または口実として使われること

もある。しかし、武力行使そのものが戦争をひき起こすとは限らないし、そのような状態や状況を決して平和とは呼べない。また、「はったり」ではなく、「武力の行使が明白かつ深刻で差し迫っているような状態や状況」もまた、平和であるとはいえない。つまり戦争と平和の間には「グレーゾーン」があるということである。ということは平和とは「戦争状態でも、グレーゾーンの状況や状態でもない、状況や状態」といえるだろう。

そして、「グレーゾーン」の状態や状況とは、「戦争状態とはいえないが、政治的な目的を達成するために暴力が用いられている状態や状況」といえる。具体的には、「一回性または単発的な武力行使」、「テロ行為」、「ゲリラ活動」、「暴動」、「反乱 (insurgency)」、「標的殺害 (targeted killing)」、「他国への軍隊の派遣」、「偶発的な武力衝突」、「ジェノサイド (大量殺害)」、「民族浄化」、「(他国や、敵対する非国家主体による) 占領」、「政府による弾圧・迫害」、「(軍隊や治安部隊による) 平和維持 (peacekeeping)」そして「武力行使が明白かつ差し迫った状況」等が該当するだろう。



こうしたグレーゾーンを敢えて図示すれば、上記のようになるだろうか。「戦争状態とはいえないが、政治的な目的を達成するために暴力が用いられている状態や状況」は平和から戦争に至る単純な段階の変化とは言えず、平和-戦争の概念対の周りに、それら二つの概念とは異なるが、関係し合うものとして配置できると考えられる。例えば一般的にテロ行為は、主権国家やそれに準じる正統性を有する政治共同体以外の集団や個人が主体となり、人々を恐怖に陥れることにより、何らかの政治的・宗教的・経済的・その他イデオロギー的な目的の達成するための行為と言える。このような状態・状況は紛争当事国内で散見されるが、

典型的には主権国家同士の間で生じる戦争とは区別されるだろう（しかし互いに排除し合うことはなく含みあうこともある）。

また例えば、ここで「ジェノサイド」はグレーゾーンなのかと疑問視することも可能だろう。それは単に「平和」ということの閾値を下げているようにも考えられるからだ。しかし、例えばポルポトの支配したカンボジアでは、国内が統一されている状況でジェノサイドが行われた。そういう意味で相手のいる戦争とは異なっている（戦争よりも酷い、非対称であるということでもますます深刻な、非難すべき状況と言えるかもしれないが）。このような、ある国家において、ある政府が非人道的な政策を採っている場合、国際社会は人道的武力介入としての戦争を行い、その政府に代わって人々を保護する役割を履行すべきとする立場・場合すらある（詳しくは week4 で扱う）。故にジェノサイドと戦争は異なると考えられる。武力を用いて解決を図る際に、その時、それに対抗する相手の存在がやはり戦争においては重要となる。

とはいえ、ここ示したように戦争と平和の間に、二つの事柄に関わって、「誰かにとって」それぞれ問題的とされる）様々な事象をひとまずグレーゾーンとして、平和でも戦争でもないが、二つの事象を外延的に限定しつつ、戦争と平和の周辺にあるものとして考えることはできる。人によって配置は変化し、明暗の度合いも変わるかもしれないが、例えば自分でこの図を作った時に、他の人とどういうところが異なるか、その差異を明らかにし、なぜそのように考えるのか議論することができる。このように「敢えて」戦争と平和の周辺的な事象を含みこんだ射程を議論の範囲とすることで、それぞれの状態が他の状態と分けられる指標（これまでの講義の言葉でいえば、観点・視点ともいえるだろう）は何なのかということも含めて議論することができるだろう。

しかし依然として「戦争状態でも、グレーゾーンの状況や状態でもない状況」を「平和」の特徴・指標としてそのまま用いるには注意が必要である。その理由は、「武力行使が明白かつ差し迫った状況」をどのように理解するかが大きな問題となりうるという点にある。つまりこの点がさらに重要なのだ。

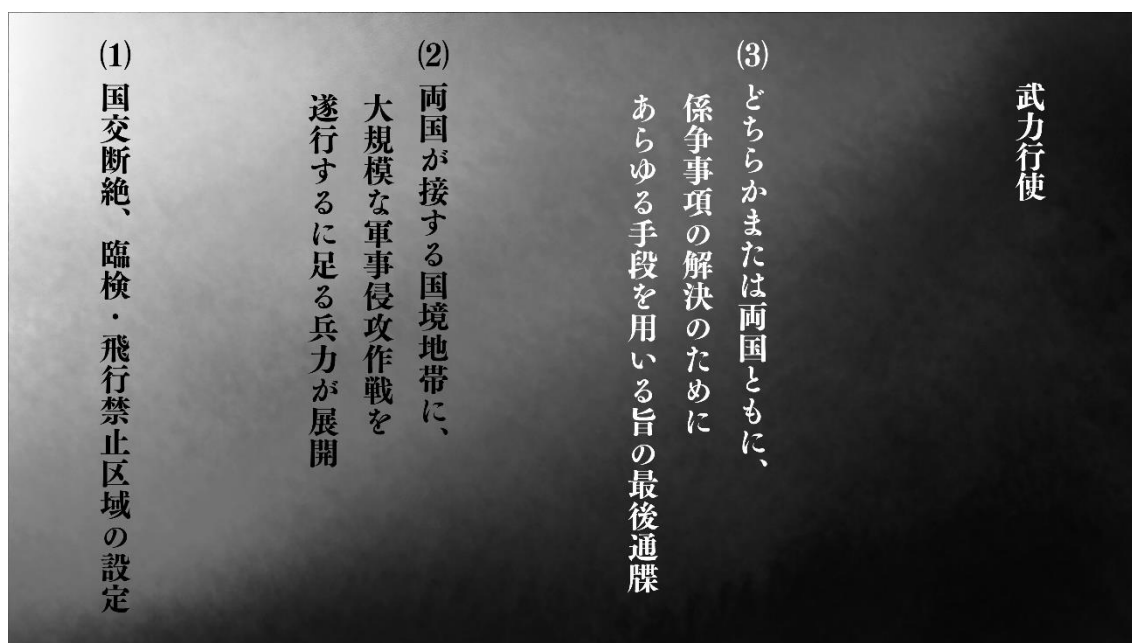
というのは、武力や暴力の行使は、空爆や砲撃や銃撃といった誰の目にも「実際に見えることがら」によって理解できるものの、「武力の行使が明白かつ深刻で差し迫っている状態や状況」は武力の行使そのものが生じておらず、そのような状態や状況をどのように理解するかについては、人々の認識の間で大きな差が生じるおそれがあるからである（次週で解説する「正当事由」「正しい意図」「最終手段」など、正戦論を構成する規準を用いて、ある戦争で行われた行為が適合したものであるかを判断する際に、こうしたことを考慮する必要がある）。

では、「武力の行使が明白かつ深刻で差し迫っている状態や状況」とは一体どのようなものなのか。次の例から考えてみよう。A という国家と B という国家があるとしよう。また、両国の間で何らかの政治的な係争事項が存在するとしよう。そして、両国共に外交による係



争の解決を断念したとしよう。まず、1) 国交が断絶され、臨検・飛行禁止区域の設定が行われたとしよう。次に、2) 両国が接する国境地帯に、大規模な軍事侵攻作戦を遂行するに足る兵力を展開したとしよう。最後に、3) どちらかまたは両国共に、係争事項の解決のためにあらゆる手段を用いる旨の最後通牒を相手国に行ったとしよう。このように、3) の段階であれば、明らかに「武力の行使が明白かつ深刻で差し迫っている状態や状況」といえるだろう。しかし、1) までの段階であれば、必ずしもそのような状態や状況とはいえない。問題は、2) を巡る段階がそのような状態や状況に該当するかどうかである。これは判断や評価が分かれるかもしれない。実際には各々の個別事案の文脈の中で判断・評価すべき事項であると思われるので、ここではさしあたって留保としておこう。まさに「武力の行使が明白かつ深刻で差し迫っている状態や状況」は、「グレーゾーンの中のグレーゾーン」といえるだろう。

通常、国際政治において何らかの国家間で問題が起きた際には、まず大使召還が行われ、のちに禁輸、海外資産凍結などが懲罰として行われる場合も多い（その後上記の3つの対応に発展する可能性がある）。ここで採られる措置は、相互排他的ではないし、必要条件でもないが、武力行使が明白かつ深刻で差し迫っている状態や状況に近づいていることを示す特徴として考えることができる。つまりこうした状態は外交的に緊張が高まっていることを示す指標ということである。



この図は単純化されたもので、武力行使が行われたとしても、それが必ず継続的な戦争状態になると一概に言うこともできないということも念頭におくべきである。また段階を踏まずに武力行使に踏み切られるということもあることも念頭においておこう。このように戦争の一步手前には、(戦争とは言えないが) 平和ではない状態や状況がある。改めて「述

べるが、そこで重要なことは、戦争に至るかどうかは分からないが、そのきっかけとなるかもしれない一回性の武力行使や偶発的な武力衝突、武力の行使が明白かつ深刻で差し迫っている状態や状況があるということであり、それを避けるために様々な外交手段が模索されるということだ。この外交的な手段は、もちろん全面的な対決を避けるべく模索されるものであり、かつそれ自体が事態の深刻度を測る指標ともなる。戦争倫理学ではこうしたグレーゾーンで、武力衝突を避けるために行われた努力についても注目する必要がある。ある範囲での平和を維持し、かつその平和が壊れてしまう可能性を避けるために、どのような対応が行われたか。平和とは何かという問いに答えられないにしろ、このような対応に平和とその他のものを分かつ人々の行為があるのではないだろうか。